

平成23年(ワ)第39604号地位確認等請求事件

原 告 丹羽 良子 外4名

被 告 郵便事業株式会社

準備書面(1)

平成24年3月22日

東京地方裁判所民事第11部に係 御中

被告訴讼代理人弁護士

二島 豊 太印
の言の
辯護士

同

石川 哲 夫印
の言の
辯護士

同

黒澤 佳 代印
の言の
辯護士

同

岡部 美奈子印
の言の
辯護士

同

藤井 奏 子印
の言の
辯護士

本書面では、請求原因に対する認否及びこれに関連する被告の主張を述べる。

第1 「はじめに」について

被告が、日本郵政公社が分割民営化された郵政各社の一つであること、郵便、郵便貯金、簡易生命保険の郵政事業が公的事業であり、そ

のため公共企業体とされてきたこと、及び、2007（平成19）年10月1日、民営化され株式会社となったことは認めるがその余は否認ないし争う。

第2 「当事者」について

1 「原告」について

原告らが、郵政公社時代から郵便事業に従事し、2007（平成19）年10月1日の郵政民営化（以下「民分化」という。）以降、2011（平成23）年9月末まで被告との労働契約を締結・更新してきた事実は認めるが、その余は否認する。

ただし、原告根元と被告との労働契約は、民分化後である平成20年11月30日から同年12月27日までを雇用契約期間とする期間雇用社員（アルバイト）として最初の契約が締結されており、その後、この契約は更新され、同21年1月3日に終了した。その後、一時中断した後に、平成21年1月20日に期間雇用社員（契約社員Ⅱ）として新規の契約が締結され、同23年9月末まで更新してきたものである。

また、原告丹羽、同深尾、同向山及び同大倉と被告との関係は、民分化前までは、被告の前身である郵政省、郵政事業庁及び日本郵政公社と非正規労働者との間には、労働契約は存せず、前者が後者を非常勤職員（国家公務員）として任用するという関係であった。

民分化前に非常勤職員であった原告丹羽、同深尾、同向山及び同大倉と日本郵政公社との任用関係は、2007（平成19）年9月30日をもって全て終了し、同人らは、同年10月1日の民分化の時点で、被告に新規採用された形となっている。詳細は準備書面（2）で述べる。

(1) 「原告丹羽」について

ア 採用年月日は否認する。

原告丹羽は、2004（平成16）年4月28日、日本郵政公社に非常勤職員として任用され、2007（平成19）年10月1日の民分化の時点で、被告に契約社員IIとして新規採用された。

イ 期間の定めは認める。

ウ 更新回数は否認する。

既に述べたように、日本郵政公社による原告丹羽の任用は、2007（平成19）年9月30日で終了しており、原告丹羽が同年10月1日に被告に新規採用されて以降、契約の更新回数は、8回である。

エ 賃金については、各年月度の支給総額は認めるが、平均賃金額は否認する。

オ 臨時手当については、認める。

カ 仕事の内容については、知らないし否認する。

原告丹羽の日常業務は、「運送業務」及び「開函業務」であり、「ゆうパック配達業務」、「コンビニ関連業務」及び「スターバックス・ソフトバンクからの集荷」については業務の幅轄時に他者の応援等の必要時に臨時に行う業務である。

キ 労働時間については、早番及び遅番の時間については認めるが、その余は否認する。

原告丹羽の契約における労働時間は、4週間について1週平均30時間が基本である。

(2) 「原告深尾」について

ア 採用年月日は否認する。

原告深尾は、2006（平成18）年1月23日、日本郵政公

社に非常勤職員として任用され、2007（平成19）年10月1日の民分化の時点で、被告に契約社員Ⅱとして新規採用された。

イ 期間の定めは認める。

ウ 更新については否認する。

既に述べたように、日本郵政公社による原告深尾の任用は、2007（平成19）年9月30日の時点で終了しており、原告深尾が同年10月1日に被告に新規採用されて以降、契約の更新回数は、8回である。

エ 賃金については、各年月度の支給総額は認めるが、平均賃金額は否認する。

オ 臨時手当については、認める。

カ 仕事の内容については、主として顧客からの再配達希望の電話受付業務を中心としたものであることは認めるが、その余は否認する。

原告深尾の仕事は、苦情を受けるところまでであり、その苦情への対応は正社員が行うことになっていた。

キ 労働時間については、4週間にについて1週平均30時間が基本である。

（3）「原告向山」について

ア 採用年月日は否認する。

原告向山は、2005（平成17）年5月30日、日本郵政公社に非常勤職員として任用され、2007（平成19）年10月1日の民分化の時点で、被告に契約社員Ⅱとして新規採用された。

イ 期間の定めは認める。

ウ 更新については否認する。

既に述べたように、日本郵政公社による原告向山の任用は、2

007（平成19）年9月30日の時点で終了しており、原告向山が同年10月1日に被告に新規採用されて以降、契約の更新回数は、8回である。

エ 仕事の内容については、内国小包および国際小包の点検、仕分け作業、内務処理、料金後納郵便物の適正チェック及び引受事務であることは認めるが、その余は否認する。

原告向山の所属は、被告花見川支店郵便課である。

オ 労働時間については否認する。原告向山の契約においては、4週間にについて1週平均20時間が基本である。

（4）「原告根元」について

ア 採用年月日については、原告根元が、2008（平成20）年11月30日を雇用契約期間の始期とするアルバイトに採用されたこと、及び、2009（平成21）年1月20日を雇用契約期間の始期とする契約社員IIとして採用されたとの範囲で認める。

イ 契約期間については、「基本的に6か月」及び「2008年11月30日～2009年1月3日」については否認し、その余は認める。

2008（平成20）年11月30日から2009（平成21）年1月3日までの原告根元と被告との契約は、下記期間の短期期間アルバイトとしての契約である。

① 2008（平成20）年11月30日から同年12月27日まで

② 2008（平成20）年12月28日から2009（平成21）年1月3日まで

ウ 更新については否認する。

原告根元と被告との契約の更新回数は、6回である。

2009（平成21）年1月20日を雇用契約期間の始期とする契約社員IIとして採用された後の更新回数は6回である。

エ 賃金については、各年月度の支給総額は認めるが、平均賃金額は否認する。

オ 臨時手当及び仕事の内容については、認める。

カ 労働時間については否認する。正規の勤務時間は、4週間にについて1週平均20時間を基本としていた。

（5）「原告大倉」について

ア 採用年月日は否認する。

原告大倉は、1997（平成9）年5月8日、郵政省三鷹郵便局郵便課勤務の非常勤職員として任用され、その任用は、郵政事業庁及び日本郵政公社にも引き継がれたが、日本郵政公社による原告大倉の任用は、2007（平成19）年9月30日の時点で終了しており、同年10月1日に被告にパートタイマーとして新規採用された。

イ 期間の定めについては否認する。

被告による新規採用の後は、「6か月以内」である。

ウ 更新については否認する。

既に述べたように、日本郵政公社による原告大倉の任用は、2007（平成19）年9月30日の時点で終了しており、原告大倉が同年10月1日に被告にパートタイマーとして新規採用されて以降、契約の更新回数は、8回である。

エ 賃金については、各年月度の支給総額は認めるが、平均賃金額は否認する。

オ 臨時手当については、否認する。

支給総額は、正しくは、以下の通りである。

平成22(2010)年12月10日：金2万9575円

平成23(2011)年 6月30日：金2万9169円

カ 仕事の内容については、原告大倉の業務内容が「郵便内務作業全般」であることは否認し、その余は認める。

郵便課の内務作業には、特殊郵便物の取り扱いや窓口業務等、原告大倉担当の業務以外も含まれ、同人担当の業務はその一部に過ぎない。

キ 労働時間は、雇止め時点での労働時間の主張であれば認め、その余は不知。

2 「被告」について

株主、資本金、従業員数、事業所、及び、事業内容については認めると、その余は否認する。

第3 「原告らの雇い止めに至る経緯」について

1 第1段落について

被告の期間雇用社員就業規則（以下「本件就業規則」という。）及び同附則の記載内容は認める。

2 第2段落について

被告が「期間雇用社員が65歳に達した日以後の雇用契約の更新について（提案）」（甲共4）に「十分な事前周知を行う趣旨から、6ヶ月間延期し、平成23年4月1日から適用することとする」と記載したこと、2011（平成23）年4月1日からの期間雇用契約については、同年10月1日以降更新せず、期間雇用社員である原告らは、同年9月30日で雇止めを通知された事実は認め、その余は不知ないし否認する。

3 第3段落について

平成23年9月30日をもって原告らが退職したことは認めるが、
その余は否認する。

第4 「本件雇い止めの違法性」について

- 1 本件雇止めが違法・無効であるとの主張については、争う。
- 2 「就業規則の無効」について

本件雇止めが、本件就業規則を根拠とするものであることは、認め
る。ただし、本件就業規則第10条2項の趣旨は、下記3（1）記載
のとおり、雇用契約の「更新の限度」を定めたものである。当該条項
については、関係労働組合との交渉を経て、関係労働組合と労働協約
を締結済みである。

3 「非正規への65歳定年導入の公序良俗違反」について

（1）ア及びイについて

全て否認する。

本件就業規則第10条2項は、第10条の標題からも明らかに
うに、「雇用契約の更新」の限度を定めたもので、「定年」を規定し
たものではない。

また、原告らは、同条項について、「雇用時には存在せず」と主張
するが、本件就業規則制定は平成19年10月1日（甲共2）の民
分化時であるところ、同日に、原告丹羽、同深尾、同向山及び同大
倉は被告に新規採用され、本件就業規則の適用を受けることになっ
たものであり、同根元についても被告との雇用契約は平成21（2
009）年1月20日を始期とするから、結局原告らの雇用時には
本件就業規則は制定済みであり、原告主張は事実に反する。

（2）ウについて

同書に原告引用の記載があることは認める。

(3) エについて

知らないし否認する。

(4) オについて

ア 原告丹羽の業務について

全て否認する。

原告丹羽の業務については、第2の1(1)力のとおりである。

原告は「習得に時間がかかり、且つ、注意力を要する…経験が重要な業務」と主張するが、被告の認識とは異なる。現実にも、現在、経験のない後任者が問題なく業務を遂行している。

イ 原告深尾の業務について

原告深尾の業務については、第2の1(2)力で述べたとおりである。

原告は「苦情対応は容易なものではなく、熟練を要するものであった」と主張するが、被告の認識とは異なる。原告深尾の業務は苦情電話を受けるところまでであり、実際の苦情対応は被告社員が行うことになっていた。

ウ 原告向山の業務について

第1文については認めるが、その余は否認する。

エ 65歳以上の者の業務遂行について

否認する。

(5) ヲについて

高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第9条第1項に原告指摘の定めがあることは認めるが、その余は否認する。

再三述べたとおり、本件就業規則第10条2項は、定年を定めたものではなく、「雇用契約の更新」の限度を定めたものである。

(6) キについて

争う。

4 「雇用対策法違反の年齢差別」について

(1) 雇用対策法第10条について

条文の内容は認める。

(2) 厚生労働省令について

雇用対策法施行規則第1条の3が「期間の定めのない労働契約を締結することを目的とする場合」を例外としていることは認めるが、その余は否認ないし争う。

(3) 有期契約の更新について

否認ないし争う。

被告は、期間雇用社員の雇用契約の取扱いにおいて、採用（新規の雇用契約締結）と更新とを区別している。

本件就業規則第10条2項は、「更新」の限度を定めるものであり、「採用」とは無関係である。

実際、平成23年10月1日以降、被告が期間雇用社員として「採用」した者の中には、満65歳以上の者もいる。

(4) 本件就業規則第10条の違法・無効について

争う。

5 「解雇権濫用法理の類推適用」について

(1) 原告らの有期雇用契約の更新について

原告らと被告の有期雇用契約が、原告丹羽、同深尾、同向山及び同大倉について8回、同根元について6回、各自更新されたことは認めるが、その余は否認する。

(2) 原告らの生活設計と本件就業規則第10条2項の周知について
知らないし否認する。

(3) 本件就業規則第10条2項と広島呉支店の事例について

「会社の都合による特別な場合のほかは」「雇用契約を更新しない」と規定されていること、広島吳支店で更新された事例があることは認めるが、その余は否認する。

広島吳支店で「更新」された理由は、当該期間雇用社員が業務遂行能力を備えており、また後任者の確保が困難という地域的特殊事情があったためである。

(4) 雇用継続の期待と解雇権濫用法理の類推適用の主張について
否認ないし争う。

(5) 昭和22年7月29日基収2649号について
否認する。

同通達は、就業規則に定年後の継続雇用の可能性を示唆する文言がある場合の解雇予告の要否を確認する設問に対し、「契約が自動的に終了するものと解されないから…解雇の予告を必要とする」と回答したものであって、同通達により「定年も解雇であって解雇予告が必要であるとされている」との原告主張は明らかな誤りである。

(6) 解雇権濫用法理に関する主張について
否認ないし争う。

(7) 被告による社会的相当性の主張について

被告は、本件雇止めに解雇権濫用法理の類推適用があるとは認識していないところ、本訴以前に「社会的相当性」につき主張する理由はなく、原告の指摘は趣旨が不明である。

(8) 船橋支店・越谷支店の状況及び本件雇止めの不合理性について
否認ないし争う。

第5 「原告らの請求」及び「結語」について
全て争う。

以上